

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

(注) 中間申告による法人市民税の猶予期間は確定申告書の提出期限までです。

- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日（※）までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

※令和2年9月4日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)」の一部の規定が同日施行されたことにより、令和3年2月1日に改められました。

申請手続等

- ・ 対象となる市税の各納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。